

日本スポーツ法学会 会 報 第42号

2013年(平成25年)11月30日

日本スポーツ法学会事務局

〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目3番3号
柏原ビル2階 京橋法律事務所内

TEL:03-3548-2073 FAX:03-3548-2071

E-MAIL:qshirai@shirai-law.gr.jp

WEB〈<http://jsla.gr.jp>〉

発行人 浦川道太郎

編集人 白井久明

夏季合同研究会報告

2013年度の夏期合同研究会が、7月27日(土)に同志社大学新町キャンパスで開催された。テーマは「スポーツ指導における暴力をめぐる課題—各国の状況と対策—」で、桂充弘会員(弁護士)と井上洋一会員(奈良女子大学)が司会を務めた。

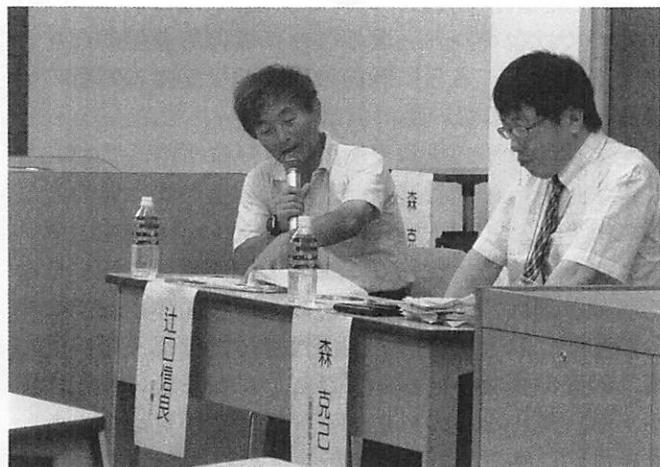
最初に川井圭司会員(同志社大学)がアメリカについて報告した。体罰の対応は州ごとに異なり、50州のうち31州で体罰を禁止している。また、1975年以降、体罰を禁止する州が増加し、学校体罰件数が85年から90年に激減しているとした上で、アメリカでは「子どもの権利条約」を批准していない点を指摘した。

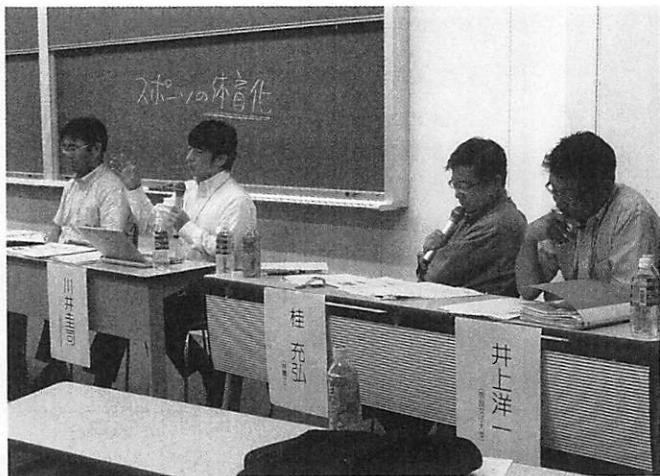
これは、家庭における躾は家庭が行うべきで国連が行うべきではないという考えにもとづくもので、アメリカではスポーツ指導における体罰・暴力は圧倒的に少ない。主眼はあくまでもパフォーマンス向上にあり、スポーツは自ら進んで行うものと位置づけられている。スポーツ指導における違法行為についてUSOCは、性的虐待、いじめ、身体的虐待、ハラスメントなどについて定めている。たとえば、学校のバスケットボールのコーチによる言葉による暴力が、最終的には世論の批判を受け当該コーチが解雇された事例がある。指導者とアスリートはアメリカではあくまでも対等の関係にあり、暴言、ハラスメント、暴力が同列に論じられているのである。

次に森浩寿会員(大東文化大学)はオーストラリアについて報告した。まず、国際的な動向において、憲章や条約、たとえばユネスコの体育・スポーツ国際憲章(1978)では、スポーツは「悪用から擁護されなければならない」として、その中に暴力が含まれている。また、子どもの権利条約(1989年)では「虐待からの保護」がある。1992年のヨーロッパ評議会やユニセフの報告書においても、保護者らに対する暴力防止プログラムに言及している。

また、世界で体罰を禁止している国が33カ国あり、刑法、民法、児童福祉法、児童保護法で対応している国などまちまちである。1983年のスウェーデンの「子どもと親法」では、「体罰または他のいかなる屈辱的な扱いも受けない」と規定されている。オーストラリアのクイーンズランド州では、体罰は合理的な目的がある場合は合法とされた判例が存在している。具体的にはランスフィールド事件において教師による高校生の顔面殴打が無罪になった。スポーツ界の取り組みとしては、オーストラリアスポーツ委員会の「指導者のための行動規範」(1989年)、連邦政府の「ジュニアスポーツ政策」(1994年)、オーストラリアスポーツ委員会の「指導者のための行動規範」(1989年)が挙げられる。これらには他者を尊重すること、プレー水準にかかわらず個人としての価値に敬意を払うことを奨励することが定められている、とした。

そして、森克己会員(鹿屋体育大学)はイギリスについて報告した。スポーツ指導では指導者と選手の身体的接触が不可欠で、虐待や暴力が発生しやすい状況があり、指導者は選手の人権よりも勝利を優先しがちである。IOCによる声明書では、セクハラ防止などにも言及しているし、ユニセフ報告書では子どもに対する暴力を厳しく批判している。イギリスでは体罰は身体的虐待、セクハラを性的虐待の問題として位置づけている。





スポーツにおけるチャイルドプロテクション（CP）の制度では、90年代半ばにイギリス水泳ナショナルチームのコーチによる子どもたちに対する性的虐待が問題となった。コーチと選手の力関係の差が性的な暴行を招きやすいとして、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、いじめについて規定している。さらにイギリス柔道連盟（BJA）のCP制度において、地方子ども保護委員会の存在がある。すべてのコーチがコーチング資格の一部としてCPの研修を受けることを義務化している。このようにCPは子どものアスリートの人権を守るために制度になっており、日本のスポーツ団体でもCP制度を導入し、コーチングの資格制度とCPをリンクすべきだとした。

最後に辻口信良会員（弁護士）は日本について報告した。大阪桜宮高校事件では、在宅起訴の刑事事件となっている。全柔連女子15名の事件では、団体内部で問題が噴出し、ガバナンス・コンプライアンスがまさに問われている状況にある。

判例から考えるに、怪我をさせたり、精神的に苦痛を与えた場合には罪に問われる。ところが日本では社会において体罰を肯定する声が多い印象を受けている。桜宮高校事件の際に、大学授業でアンケートを取ったが、体罰を肯定する体育系の学生の回答でもそのことが裏付けられた。体罰を受けた学生が体罰に肯定的な傾向が見出された。その背景には成功体験があるのではないか。「愛のむち」なども典型的なキーワードである。さらに戦前の教育のなかでの軍隊の影響もあるのではないか。

全柔連の女子の決意表明でも、「まずもってお詫びします」から始める。なぜ最初に謝るのか。暴力を受けた相手を先生という呼び名も崩さない。自称を「私」ではなく「自分」を使う。加害者側に対しては、社会的制裁、刑罰、損害賠償、懲戒、競技団体内部での処分が問題になり、被害者側には身体的損傷、精神的損傷、財産的損害、スポーツが嫌いになるといった問題がある。気になるのは被害者側に「目が覚めた」といった体罰に感謝する傾向があることである。

今後のポイントは、名選手即名指導者ではないことを踏まえ、指導者自身の切磋琢磨が不可欠である。スポーツ基本法第11条における指導者についての「系統的な養成システム」を具体的に拡充していったらどうか。指導者を指導するシステムの構築が不可欠であるとした。

以上4名による報告の後、大橋卓生会員（弁護士）と松本泰介会員（弁護士）が、アンケート集計結果・分析の中間報告（「スポーツにおける真の勝利—暴力に頼らない指導—」）を行った。これは回答のあった49のスポーツ団体の回答を分析したもので、回答のなかつた17団体のうち、暴力を禁止する倫理規定等があるのは4団体のみであった。暴力排除宣言の有無では、5団体は暴力排除宣言を行う予定はないというものであった。実態調査の有無については無回答が13団体であった。団体外部の第三者機関への協力について、「外部機関に協力する必要はない」が2団体、暴力排除の啓発活動の有無について、「啓発活動を行っていない」が20団体であった。まとめとして、問題意識の希薄な団体に、いかにして問題意識を持たせるかが大切であり、今後、倫理規程、申告窓口等を整備していくにあたり、財政面・人材面の不足をいかに補っていくか、また、暴力行為根絶宣言後、各スポーツ団体がどのように行動しているかをチェックする必要があるとした。

その後、パネリストによる討論、フロアを交えての討論が活発に行われた。

（中村祐司 記）

第5回アジアスポーツ法学会参加報告

第5回ASLAは、中国北京市の首都体育学院において、2013年9月27日（金）、28日（土）の日程で開催され、日本からの参加者は、浦川会長、竹之下副会長、菅原・望月・山崎・崔各理事、長谷川健会員の7名であった。

27日は、午前10時に約100名参加者全員の写真撮影が行われた後、10時40分からレクチャー・ホールでオープニング・セレモニーが行われ、首都体育学院学長の歓迎の挨拶に続いて、中国スポーツ法学会会長、韓国スポーツ法学会張会長、日本スポーツ法学会浦川会長が挨拶をされた。同日午後2時から、韓国の張会長、日本の浦川会長、中国スポーツ法学会事務総長による各々30分間のスピーチの後、オランダのエラスムス大学ロースクールのシークマン教授の講演が行われた。

28日は午前8時30分から3つの分科会に分かれて研究発表が行われた。日本からの報告は、竹之下会員（日本のスポーツ仲裁）、山崎会員（日本のスポーツ・ガバナンス）、望月会員（八百長に見る大相撲のインテ

理事会議事要録

◆◆◆◆◆ 2013年度 第3回理事会 ◆◆◆◆◆

グリティ）の順に第3分科会で行われた。菅原会員は東京国体開会式に出席するため27日に帰国したが、発表内容は論文集に掲載された。

27日夜、アジアスポーツ法学会理事会が開催され、日本からは浦川、望月、山崎、崔、竹之下の各理事が出席した。議事内容は以下のとおりである。

(1) 役員についての確認事項

当初のASLA規約では、理事については日中韓で各5名計15名であったが、2011年に各国7名計21名に増員された。新理事7名については、10月15日までに氏名を各連絡担当者に連絡する。日本の連絡担当者は崔理事。監事については必要性がないので置かない（規約は変えない）。

(2) 今後の活動方針

大会は従来どおり2年に1回とする。次回大会は2015年秋（9月の予定）日本（早大の予定）で開催する。日本（開催地国）は次回大会の日程を2014年9月までに中韓に連絡する。日本は、中韓各2名につき航空券代及び宿泊費を負担し、各4名につき宿泊代（3泊分）を負担する。中韓からの参加者会員の食事代も負担する。

(3) 3国以外の国のスポーツ法学会を会員とするかどうか

現在具体的な申入れはないが、オーストラリア・ニュージーランドは興味を示しているので、2015年にオブザーバー参加を呼びかける。前回決定した3要件（自国の学術登録団体であること、5年間学会を開催、学会誌の発行）を会員要件として確認。

(4) その他

- ・各国の学会誌は各国の連絡担当者宛に送付する（インターネット公開については継続検討）。
- ・2015年東京大会のテーマは、オリンピックの2018平昌・2020東京大会で法律家が行うべきこととするのは如何か（浦川会長提案）。
- ・アジア大会、国際大会でのアドホック仲裁の仲裁人推薦や法務ボランティアをASLAの協力で行う可能性。
- ・学生スポーツ規約の共同研究、アジアスポーツ憲章委員会等継続検討。

以上

(竹之下 義弘 記)

日 時：2013年7月27日（土）午後12時30分

場 所：同志社大学新町キャンパス（臨光館212）

出席理事：浦川道太郎（会長）、竹之下義弘（副会長）、
井上洋一（副会長）、白井久明（事務局長）、
桂充弘、川井圭司、酒井俊皓、辻口信良、
中村祐司、望月浩一郎、森川貞夫、森浩寿
委任状提出：笠井修、崔光日、齋藤健司、佐藤千春、菅
原哲朗、山崎卓也、吉田勝光

出席監事：鈴木知幸、諏訪伸夫

【審議事項】

1. 入退会について

以下の入会申込みが承認された。現在の会員数は334名。

渡辺久（安井・好川・渡辺法律事務所）
高木ゆかり（IMG Media）
難波隼人（ユアサハラ法律特許事務所）
安藤尚徳（東京フィールド法律事務所）
本多正樹（東京国際大学）
閔允淑（筑波大学大学院・院生）
内田和利（川崎北合同法律事務所）
松本眞一（順天堂大学）
富田英司（関口法律事務所）
田中康晃（田中・石原・佐々木法律事務所）
相川大輔（大阪弁護士会）

2. 第20回学会大会の開催について

白井事務局長作成の第三者委員会資料並びに菅原理事及び山崎理事の意見を配布して、次期学会大会のテーマ、基調講演者及びシンポジストを検討し、議論の結果、テーマを「スポーツにおける第三者委員会（仮）」とし、各報告候補者にあたることが了承された。

- ・基調講演者…國廣正弁護士
- ・シンポジスト…①大相撲の第三者委員会関係者、
②全柔連の第三者委員会、③第三者委員会に会計の観点で関与した専門家、④その他

3. アジアスポーツ法学会について

浦川会長より、本年9月に北京で開催されるアジアスポーツ法学会へ、浦川会長、竹之下副会長、崔理事、菅原理事、望月理事、山崎理事、長谷川健会員が参加することが確認された。

4 その他

白井事務局長より、スポーツ基本法検討専門委員会が開催予定のシンポジウム案が配布され、望月理事及び松本事務局員が趣旨説明を行った後、議場に詰つたところ、当学会から費用が出ないことを前提に、同委員会の委員長の責任で実施することとの条件で承認された。

【報告事項】

1. 2013年度経費消化状況

白井事務局長より、資料を配付のうえ、2013年度経費消化状況が報告された。

2. 年報

白井事務局長より、年報20号の計画表が配布され、報告された。

3. 出版

白井事務局長より、菅原理事及び望月理事が中心となる有志にて、エイデル研究所より、「季刊教育法」の臨時増刊号として「スポーツ部活動 その法的検討」をテーマに書籍の出版企画が進められていること、及び同書籍は当学会が企画協力を行うことが報告された。

以上

◆◆◆◆◆ 2013年度 第4回理事会 ◆◆◆◆◆

日 時：2013年9月7日(土) 午後1時

場 所：早稲田大学9号館5階第二会議室

出席理事：浦川道太郎(会長)、竹之下義弘(副会長)、
井上洋一(副会長)、白井久明(事務局長)、
齋藤健司、酒井俊皓、菅原哲朗、道垣内正
人、望月浩一郎、森浩寿、山崎卓也

委任状提出：笠井修、桂充弘、川井圭司、辻口信良、中
村祐司、森川貞夫

出席監事：鈴木知幸、諏訪伸夫

【審議事項】

1. 入会について

以下の入会申込みが承認された。

・飯田隆(弁護士)

2. 第21回学会大会の開催について

以下の通り、学会大会の骨子が決定した。

○大会テーマ「スポーツにおける第三者委員会の現
状と課題」

- ①自由研究報告…9時～12時
- ②総会…13時～13時30分
- ③基調講演…15時30分～14時30分
- ④シンポジウム…14時40分～17時

⑤懇親会

- 基調講演 國廣弁護士
- シンポジウム ①山内貴博弁護士(JOC及び全柔連の第三者委員)
- ②飯田隆弁護士(JOC第三者委員及びJOC通報窓口)
- ③森まゆみ(大相撲ガバナンス整備の独立委員)
- ④森川理事(小豆島プール事故の第三者委員)

3. 年報について

齋藤理事より、7論文の査読を実施していること、原稿の締切について、エイデルと調整を行っている旨が報告された承された。

4. 次期役員体制について

浦川会長より、次期役員体制について、学会規則に基づき、三役及び専門研究委員会委員長で協議している旨が報告された。

さらに、現在、設置されている以下の専門研究委員会について、体制や今後の活動など改めて検討することとされた。

- ①スポーツ基本法検討専門委員会
- ②契約等研究専門委員会
- ③事故判例研究専門委員会
- ④ADR研究専門委員会

【報告事項】

1. スポーツ少年団「安心・安全フォーラム」

菅原理事より、当学会とスポーツ少年団及びスポーツ安全協会が共催するフォーラムが、2013年12月8日に香川県で開催される旨が報告なされた。

2. 学会のメディア懇親会の提案

菅原理事より、当学会のメディア発信力を強化する必要がある旨発言がなされた。

山崎理事より、プロ野球選手会では、定期的に記者と懇親会を開催し、様々な意見交換をすることで、記者の理解力が増し、選手会が発信したい情報を発信してくれるようになったと実例挙げて説明がなされ、危機管理広報はスポーツ法の周辺分野であり、実務的に重要であると述べた。

以上

◆◆◆◆◆ 2013年度 第5回理事会 ◆◆◆◆◆

日 時：2013年10月12日(土) 午後1時

場 所：早稲田大学9号館5階第二会議室

出席理事：浦川道太郎会長、竹之下義弘副会長、白井
久明事務局長、齋藤健司、菅原哲朗、望月
浩一郎、山崎卓也

委任状提出：井上洋一、桂充弘、川井圭司、崔光日、酒

井俊皓、佐藤千春、辻口信良、道垣内正人、
中村祐司、森川貞夫、吉田勝光

出席監事：鈴木知幸、諏訪伸夫

【審議事項】

1. 入退会について

5名の入会の申込みが承認された。

- ・花房賢(弁護士会)
- ・太田由希奈(同志社大学・学生)
- ・山本飛翔(東京大学・学生)
- ・イアン・スコット(オーストラリア国ケイーンズ
ランド州弁護士・外国法事務弁護士／第二東京弁
護士会)
- ・小島秀一(弁護士)

2. 第21回学会大会について

白井事務局長より、第21回学会大会の説明があり、最終的な準備が確認された。

(1)自由研究発表（申込者10組）

- ・自由研究発表の開始時間は9時30分とする。
- ・発表時間は30分、20分がプレゼン、残り10分は質疑応答

(2)基調講演 國廣正弁護士

(3)シンポジウム

- ・山内貴博弁護士
- ・森まゆみ氏
- ・飯田隆弁護士

3. 決算・予算

(1)2013年度の決算について

白井事務局長より、資料配付のうえ、年報の費用が確定すれば決算が可能である旨、決算が確定次第、メールで理事に報告し、承認をいただき、総会に諮る旨説明がなされ、異議なく承認された。

尚、予算の内、年報編集人件費（アルバイト代10万円）と編集費（6万円）については、斎藤編集担当理事より、今年度はアルバイトを使わなかった。編集担当が3人から5人に増えたので、5人分の編集費10万円の支出提案があり、承認された。

(2)2014年度の予算案

白井事務局長より、資料配付のうえ、予算の素案が示され、次期体制案が決まった後に、次期執行部の意見を踏まえて予算案を確定したい旨説明がなされ、異議なく承認された。

4. 年報

(1)年報の進捗状況

斎藤理事より、依頼原稿は9月17日にエイデルに入稿済みであること、査読付き論文は審査中であり、10月15日を目処に掲載可否の判断を行う予

定であるが報告された。

(2)年報規程改正

斎藤理事より、年報規程の改正案が配布され、以下のとおり、現行規程との変更点が説明された後、改正案を諮ったところ、①について異議なく承認された。②について、エイデル研究所と打ち合わせる必要もあるため、三役に一任することが決定された。

①査読論文の提出期限を毎年3月31日から1月31日に変更する。ただし、2014年度については、既に現行の年報規程で準備を進めているものと考えられるため、従来どおり2014年3月31日の締切とする。

【理由】査読及び修正に時間要するため締切を前倒しする。

②年報規程上、年報事務局が斎藤理事の研究室になっているが、これをエイデル研究所内とする。

【理由】次期体制変更に伴い、斎藤理事が年報担当を外れることになり、新たにエイデル研究所から事務局員が1名に入る予定であり、エイデル研究所内に年報事務局を置くことで効率が上がるため。

5. アジアスポーツ法学会の日本の理事について

浦川会長より、アジアスポーツ法学会の理事について改選の時期であり、次期の日本の理事を決めて、同学会に報告する必要がある旨説明があり、これを諮ったところ、以下のとおり、決定された。

(現 行) 浦川会長、井上副会長、竹之下副会長、

望月理事、菅原理事、山崎理事、森川理事

(次 期) 森川理事から斎藤理事に交替し、他は重任とする。

6. 法学教育のあり方アンケート調査及び入会勧誘について

白井事務局長より、担当の吉田理事がアンケート調査を準備している旨進捗状況について報告がなされた。

【報告事項】

(1)ロブ・シークマン教授の講演協賛

浦川会長より、オランダのスポーツ法の第一人者であるロブ・シークマン教授の講演を、以下のとおり開催する旨報告がなされた。

日 時：2013年11月6日(水)18～20時

場 所：早稲田大学9号館第一会議室

(2)アジアスポーツ法学会の報告

浦川会長より、2013年9月に中国北京で開催されたアジアスポーツ法学会の報告がなされた。

2015年に日本で開催する次回アジアスポーツ法

学会の概要について検討がなされ、以下の方向で企画を進めることができた。

日 程：2015年9月開催

場 所：早稲田大学

(2) アジアスポーツ法学会の報告

浦川会長より、2013年9月に中国北京で開催されたアジアスポーツ法学会の報告がなされた。

2015年に日本で開催する次回アジアスポーツ法学会の概要について検討がなされ、以下の方向で企画を進めることができた。

日 程：2015年9月開催

場 所：早稲田大学

費用負担：韓国・中国からの参加者について

- ・2名は交通費・宿泊費負担

- ・4名は宿泊費負担

※ゲストハウスは早稲田大学かアルカディアを予定

(3) 日弁連業界シンポについて

浦川会長より、11月8日(金)神戸ポートピアホテルにて、日弁連弁護士業務改革シンポジウムが開催され、スポーツ法分科会でシンポジウムが実施されることが告知された。

第2分科会「スポーツ基本法と弁護士の役割」

～体罰・セクハラ・スポーツ事故の防止

グッドガバナンスのために～

基調講演 ロバート・シークマン氏（オランダ・エラスムス大学教授）「スポーツ界におけるグッドガバナンスとフェアプレーの精神」

海外調査報告 山崎卓也氏（弁護士）

国内調査報告 伊東卓氏（弁護士）

基調講演 道垣内正人氏

（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構機構長）

パネルディスカッション

（コーディネーター：菅原哲朗）

青木秀憲氏（開成高校野球部監督）

杉浦久弘氏（文部科学省）

鈴木秀典氏

（公益財団法人日本アンチドーピング機構会長）

道垣内正人氏

（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構機構長）

福田正博氏（サッカー解説者）

溝口紀子氏（静岡文化芸術大学准教授）

(4) 季刊教育法臨時増刊号について

入澤会員より、当学会員が執筆に参加し、エイデル研究所で企画を進めている「季刊教育法臨時増刊号」の企画内容について説明がなされた。

以上

第21回大会案内

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。下記の通り、第21回学会大会および総会を開催致します。奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

会長 浦川道太郎

記

■日 時：2013年12月21日(土)受付 9:00～

■会 場：早稲田大学法学部9号館5階

第1会議室、第2会議室
(東京都新宿区早稲田キャンパス)

■テーマ：スポーツにおける第三者委員会の現状と課題

■参加費：一般会員 1,000円 / 学生会員 500円
非会員 2,000円 / 学生 1,000円

〔プログラム〕

○自由研究発表

(第一会議室・第二会議室)(9:30～12:00)

○総 会

(第一会議室)(13:00～13:00) 司会：白井久明

・会長挨拶

・総会議事(事業報告、決算報告、次期人事体制、その他)

○基調講演

(第一会議室)(13:30～14:30) 司会：竹之下義弘

「第三者委員会の現状と課題」

国廣 正(弁護士)

○シンポジウム(第一会議室)(14:40～17:00)

「スポーツにおける第三者委員会の現状と課題」

・森まゆみ(エッセイスト、ノンフィクション作家、日本相撲協会の「ガバナンス(統治能力)の整備に関する独立委員会」委員)

テーマ：日本相撲協会の「ガバナンス(統治能力)の整備に関する独立委員会」の経験から

・山内貴博(弁護士、JSC助成金問題に関する全柔連の第三者委員会委員長)

テーマ：全日本柔道連盟の「スポーツ振興センター助成金問題に関する第三者委員会」の経験から

・飯田隆(弁護士、JOCの国庫補助金の不正受給問題第三者特別調査委員会委員長)

テーマ：日本オリンピック委員会の「国庫補助金の不正受給問題第三者特別調査委員会」の経験から

コーディネーター：菅原哲朗(弁護士、国体の参加資格問題第三者委員会委員)

○意見交換会(17:30～) 司会：吉田勝光

レストラン高田牧舎 会費4,000円